

野洲市人事行政の運営等の状況公告について

◆平成21年4月1日現在における給与及び職員等の削減状況

- *給料を市長、副市長、教育長は8%を減額
- *管理職手当10%を減額
- *地域手当を不支給
- *職員数を1年前と比較し5人の減員

1 給与に関する状況

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A
	人	千円	千円	千円	%
20年度	49,849	16,984,203	425,917	3,858,475	22.7
19年度	49,703	17,011,189	389,401	3,862,263	22.7

○人件費には、市長・副市長・議員・各種委員などの特別職に支給される給与・報酬などを含む

(2) 職員給与費の状況（一般会計当初予算）

区 分	職 員 数 A	給 与 費				一人当たり給与費 B / A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
		千円	千円	千円	千円	千円
21年度	391人	1,601,254	264,769	672,016	2,538,039	6,491
20年度	391人	1,625,164	268,663	681,783	2,575,610	6,587

○職員手当には、退職手当を除く、通勤・住居・扶養・時間外勤務手当など

○給与費には、市長・副市長・議員・各種委員など特別職に支給される給与・報酬などは含まない

2 一般職の給料等の状況（平成21年4月1日現在）

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

区分	平均給料月	平均年齢	区 分	平均給料月	平均年齢
21年度 一般行政職	357,100 円	45.8 歳	技能労務職	327,300 円	53.8 歳
20年度 一般行政職	353,900 円	45.0 歳	技能労務職	323,200 円	53.1 歳

○100円未満四捨五入

(2) 職員の初任給の状況

区 分		初任給	2年後の給料
一般行政職	大 学 卒	172,200 円	191,200円
	高 校 卒	144,500 円	160,200円
技能労務職	高 校 卒	132,000 円	143,400円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額状況

区分		経験年数 10年以上 15年未満	経験年数 15年以上 20年未満	経験年数 20年以上 25年未満	経験年数 25年以上 30年未満	経験年数 30年以上 35年未満	経験年数 35年以上
一般行政職	大学卒	286,300 円	310,600 円	367,000 円	398,700 円	420,500 円	438,300 円
	高校卒	246,600 円	293,800 円	333,700 円	372,000 円	382,700 円	427,500 円
技能労務職	高校卒	——	258,500 円	287,400 円	339,200 円	355,700 円	——
	中学卒	——	——	——	325,200 円	334,500 円	367,100 円

○100円未満四捨五入

(4) 一般行政職の級別職員数の状況

区分	1 級	2 級	3 級	4 級
標準的な職務内容	主事 主事補 技師 技師補	主事 技師	主査 主任	専門員 主査
職員数	3 人	11 人	88 人	65 人
構成比	1%	4%	34%	25%

区分	5 級	6 級	7 級	計
標準的な職務内容	課長補佐	次長 課長	部長	
職員数	30 人	52 人	9 人	258 人
構成比	12%	20%	4%	100%

○市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数

○標準的な職務内容とは、代表的な補職名

3 職員の手当の状況（平成21年4月1日現在）

(1) 期末手当・勤勉手当

	期末手当	勤勉手当
6 月期	1.40 月分	0.75 月分
1 2 月期	1.60 月分	0.75 月分
計	3.00 月分	1.50 月分

○職制上の段階、職務の級等による加算措置あり

○国の制度・・・市と同じ

○平成21年度6月期の支給は、期末1.25月分（▲0.15月分）、勤勉0.7月分（▲0.05月分）

(2) 退職手当

	自己都合	定年	勸奨
勤続20年	23.5 月分	30.55 月分	30.55 月分
勤続25年	33.5 月分	41.34 月分	41.34 月分
勤続35年	47.5 月分	59.28 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分	59.28 月分
※ 一人当たり平均支給額 16,287 千円 (退職者 9人 平均勤続年数 26年)			

○一人当たり平均支給額は、前年度に退職手当を支給した平均額

(3) 特殊勤務手当

手当の種類	6 種類
代表的な手当	感染症病防疫作業に従事した場合
	クリーンセンター業務の焼却炉内の点検作業に従事した場合

(4) 時間外勤務手当

平成20年度	総支給額	92,626 千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	333 千円
平成19年度	総支給額	84,029 千円
	支給対象職員一人当たり平均支給年額	291 千円

(6) その他の手当

■扶養手当

配偶者 13,000 円

配偶者以外の扶養親族 6,500 円

(ただし、配偶者のいない職員の場合、扶養親族のうち1人については11,000 円)

16歳から22歳までの子がある場合の加算額 5,000 円

○国の制度・・・市と同じ

■住居手当

持家居住者(世帯主) 2,500 円(新築後5年以内に限る)

借家居住者 月額12,000 円を超える家賃について 100 円～27,000 円

○国の制度・・・市と同じ

■通勤手当

自動車などの交通用具使用者

2km～距離に応じて 3,000 円～24,500 円

自動車等を駐車するための施設を利用している場合

利用料金の1/2(上限4,000 円)を支給

交通機関利用者

1月当たりの運賃が55,000 円以下 全額支給(支給単位月毎)

※1月当たりの運賃は、55,000 円を限度とする

○国の制度・・・市と同じ

自動車等を駐車するための施設を利用している場合 制度なし

■管理職手当

支給対象職員割合	26.9%
1人当たり平均支給月額（10%を減額後）	53,635 円

- 管理職手当は、定められた職責に応じて定額支給
- 昨年度に引き続き管理職手当のそれぞれ10%を減額

4 特別職の報酬等の状況（平成21年4月1日現在）

区 分	給料・報酬の月額	期 末 手 当
市 長	812,000 円 (747,000 円)	6 月期 1.60 月分
副市長	721,000 円 (663,300 円)	
教育長	661,000 円 (608,100 円)	1 2 月期 1.75 月分
議 長	430,000 円	
副議長	380,000 円	計 3.35 月分
議 員	350,000 円	

- （ ）内は、それぞれの給与・報酬月額を8%減額した額
- 平成21年度6月期の期末手当の支給は、1.45月分（▲0.15月分）

5 職員数ならびに採用、退職、および昇任の状況

(1) 部門別職員数の状況等

(単位：人)

部 門		H20	H21	増減
一般行政部門	議会	5	5	—
	総務企画	82	84	2
	税務	17	17	—
	民生	93	91	△2
	衛生	29	30	1
	労働	2	2	—
	農林水産	12	12	—
	商工	3	4	1
	土木	31	30	△1
	小計	274	275	1
特別行政部門	教育	116	112	△4
	小計	116	112	△4
普通会計計		390	387	△3
公営企業等会計部門	水道	9	7	△2
	下水道	5	5	—
	その他	21	21	—
	小計	35	33	△2
合 計		425	420	△5

(2) 職員の採用・退職数

(単位：人)

区分		任命権者の別	市職員全体
採用	平成 20 年 4 月 2 日～ 平成 21 年 3 月 31 日		1
	平成 21 年 4 月 1 日		1 2
	合 計		1 3
退職	平成 20 年 4 月 2 日～ 平成 21 年 3 月 31 日		1 5
	平成 21 年 4 月 1 日		0
	合 計		1 5

(3) 異動および昇任の状況

(単位：人)

項 目	部長級	次長級	課長級	課長・補 佐・主幹 長級	専門員級	主査・主 任・保 土・教 主任級	一般職 員級	合 計
異動者	4	1 4	1 2	1 3	6	3 9	3 3	1 2 1
うち昇 任者	1	3	9	5	8	1 0	8	4 4

6 分限および懲戒処分 of 状況

(1) 分限処分の状況 (平成 20 年度)

ア 職員の意に反する後任・免職の状況

(単位：人)

勤務実績がよく ない場合		心身の故障のため 職務遂行に支障が ある場合		職に必要な的確性 を欠く場合		廃職または過員を 生じた場合		計
降 任	免 職	降 任	免 職	降 任	免 職	降 任	免 職	
0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ 休職処分の状況

(単位：人)

心身の故障のため、 長期の休養を要す る場合	刑事事件に関し 起訴された場合	学術に関する研究 等に従事する場合	災害等により行方 不明になった場合
7	0	0	0

(2) 懲戒処分の状況 (平成 20 年度)

(単位：人)

免 職	停 職	減 給	戒 告
1	0	0	1

7 勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況

平成20年度における勤務条件に関する措置の要求および不利益処分に関する不服申し立ての状況は、次のとおりです。

- (1) 措置の要求 該当事案なし
- (2) 不服申し立て 該当事案なし

8 人材育成に関する状況

主な研修の実績等（平成20年度）

(ア) 内部研修

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数 (延べ人数)
同和問題研修	各市職員が、同和問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得及び基本的な姿勢を認識し、各自の資質の向上を図る。	391人
同和問題研修 指導職対象	指導職が、野洲地域総合センターと有隣館のこれまでの経緯と現在の活動内容を学び、同和問題の解決に向けた行動に必要な基礎知識の習得による各自の資質の向上を図る。	100人
救急救命研修	市職員として、地震等万一の災害等の場合に備えた心肺蘇生法、AEDの取り扱い等の対応を学ぶ。	46人
交通安全研修	悲惨な交通事故を防止し、明るいまちをつくる一翼を担うことができるよう、正しい交通ルールとマナーを学ぶ。	171人
環境研修	環境に対する取り組みの重要性を認識し、組織全体が共通の目的を共有しながら、知識と意識の向上を図る。	332人
環境研修 管理職対象	琵琶湖及び家棟川の環境問題に対する取り組み状況を学ぶことで、環境に対する取り組みの必然性を認識し、組織全体が共通の目的を共有しながら、職員個々の知識と技能の向上を図る。	75人
消費者問題研修	多重債務者問題についての理解と意識向上を図り、行政が多重債務に組みあぐねる者の正しい対応を身につける。	382人
手話研修	障がい者の社会参画に向けて、行政や地域社会などの協働による支援を充実して行くため、必要な基礎知識を学び、各自の資質の向上を図る。	300人
新型インフルエンザ対策研修	新型インフルエンザの感染拡大の防止を図るため、ウイルスの基礎的知識の習得を図る。	177人
情報セキュリティ研修	情報セキュリティ対策の必要性及び重要性に対する認識を深めるとともに改善策を自ら考え、対応できるよう意識改革を図る。	120人
政策形成研修	まちの課題について調査・研究し、住みよい魅力あるまちづくりを実現するための政策形成能力の向上を図る。	12人

(イ) 外部研修機関への派遣研修（滋賀県市町村職員研修センター等）

名 称	目 的 及 び 概 要	参加人数（延べ人数）
課長級研修	管理職に必要な職場の管理能力を高め、実践的な指導能力を養うとともに、危機管理能力の養成を図る。	11人
課長補佐級研修	最新の地方自治の課題について学ぶとともに、部下を指導・育成するため、管理者の役割である職場研修を積極的に推進するための能力向上を図る。	11人
係長級職員（1部）研修	先進自治体や企業の取り組みを学ぶとともに、管理者の役割を体系的に理解し、仕事と部下の管理監督に関する原理原則を習得する。	20人
係長級職員（2部）研修	政策形成能力のさらなる向上を図るとともに、政策法務能力の養成を図る。	7人
現任職員（2部）研修	住民ニーズや地域の実情に応じた施策の提案ができる職員を目指して、政策形成能力を養成する。	5人
現任職員（3部）研修	あらためて公務員倫理の涵養を図るとともに、クレーム対応能力の向上を図り、政策法務の基礎知識を習得する。	6人
新任職員研修	自治体職員としての自覚を促すとともに、職務遂行に必要な基礎知識を習得し、職務遂行能力の向上を図る。	10人
クレーム対応能力向上研修	クレーム対応について必要な知識及び技術を習得する。	1人
危機管理研修	いつどこで発生するか分らない、不測の事態に対して的確に対応する能力の向上を図る。	1人
先生のための保護者とよりよい関係作り研修	保護者とのコミュニケーション能力の向上及びクレームの対応方法を習得する。	1人
JST指導者養成研修	JST(人事院式監督者研修)を指導するために必要な知識および技術ならびにその指導方法を習得する。	3人
交渉能力向上研修	業務を円滑に進めるための、効果的な交渉技術の習得を図る。	1人
法務能力養成研修	法解釈能力や条例等を立案し実行する立法能力、行政不服申立などに対する決定能力などの実践的な法務能力の向上を図る。	1人
研修プランナー研修	職員研修に担当者として基本的な知識および理論を習得し、研修企画力の向上を図る。	1人
例規担当職員研修	法制執務の基礎的知識を習得し、実務能力の向上を図る。	1人
給与事務担当職員研修	給与事務を遂行するために必要な基礎知識を習得し、実務能力の向上を図る。	1人
ステップアップ研修①	P C D Aサイクルの重要性や政策法務能力の基礎知識について学ぶ	1人
ステップアップ研修②	職務遂行、業務改善、対人、コミュニケーションといった特に中堅職員において必要とされる能力の向上を図る。	1人

ステップアップ研修③	業務改善指導、指導育成、交渉といった特に監督者層において必要とされる能力の向上を図る。	1人
政策形成のための自治体法務	政策形成に必要な法務について基礎知識の取得を図る。	1人
法制講座（地方公務員法）	職務遂行上必要な地方公務員法の基礎倫理を講義・演習を通じて学び、法務能力の向上を図る。	1人
法制講座（民法）	職務遂行上必要な民法の基礎理論を講義・演習を通じて学び、法務能力の向上を図る。	2人
管理職トップセミナー	行政環境の変化と地方自治の課題などのテーマで有識者の講演を受講し、自治体を取り巻く状況を再認識するとともに、監督者として必要な能力の向上を図る。	5人
徴収事務担当研修	徴収事務職員として必要な専門的知識の習得及び実務遂行能力の向上を図る	2人
市町土木技術職員研修（建設CAD、工事検査）	設計、検査の必要な基礎的知識、技術の習得を図り、職務遂行能力向上を図る。	5人
湖南甲賀地域人権啓発連続講座	お互いが一人の人間として尊重される地域社会の実現に向けて、一人ひとりの人権意識の高揚を図る。	164人

（ウ）外部機関への派遣

名 称	目 的 及 び 概 要	参 加 者 数
滋賀県公立図書館職員司書交流研修	県と市町が互いに行政運営の手法を理解し、新たなパートナーシップの構築を図り、職員の能力向上を図る。	1人
いきいき新自治体交流研修	県と市町が互いに行政運営の手法を理解し、新たなパートナーシップの構築を図り、職員の能力向上を図る。	1人
湖南地域間職員交流研修	歴史的な繋がりが深い湖南地域が連携し、広域的なまちづくりを進めるため、職員を研修生として構成市に派遣し、幅広い能力の向上を図る。	1人
市町村職員長期実地研修	市における健全な行財政の確立と行政運営の効率化等を図るため、職員を研修生として県に派遣し、必要な専門知識の習得や資質の向上に努める。	1人

9 福利厚生に関する状況

(1) 職員の健康管理に関する主要事業の実施状況（平成20年度）

名 称	対 象 者	受診者数
雇入時健康診断	新規採用者（採用内定者）	3 人
定期健康診断	全職員	3 6 1 人

(2) 職員の福利厚生事業の実施状況

職員の福利厚生事業については、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第42条及び野洲市職員の共済制度に関する条例（平成16年野洲市条例第43号）に基づいて実施しています。

野洲市職員互助会が福利厚生事業を行っているほか、その事業の一部を財団法人滋賀県市町村職員互助会へ委託して行っています。

野洲市職員互助会および財団法人滋賀県市町村職員互助会は、会員の掛金および市の負担金、補助金その他の収入をもって、福利厚生事業を実施しています。

項 目		互助会	職員互助会
会員数	平成20年4月1日現在		5 5 0 人
	平成21年4月1日現在		5 6 3 人
掛金額	平成20年度決算額		2 0, 7 3 8 千円
	平成21年度予算額		2 0, 5 6 3 千円
補助金・負担金	平成20年度決算額		9, 0 0 6 千円
	平成21年度予算額		8, 7 6 2 千円

※職員数には、嘱託職員の数を含んでいます。

(2) 公務災害および通勤災害の認定件数（平成20年度）

	公務災害	通勤災害	計
発生件数	8	—	8

※認定件数には、嘱託職員よる分も含まれています。